

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月11日
【会社名】	株式会社メガネスーパー
【英訳名】	MEGANESUPER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 星 崎 尚 彦
【本店の所在の場所】	神奈川県小田原市本町四丁目 2 番39号
【電話番号】	(0465) 24-3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CFO 三 井 規 彰
【最寄りの連絡場所】	神奈川県小田原市本町四丁目 2 番39号
【電話番号】	(0465) 24-3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員CFO 三 井 規 彰
【縦覧に供する場所】	名称：株式会社メガネスーパー

1【提出理由】

当社は、平成29年12月11日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年12月11日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、以下のとおり資本金並びに資本準備金の取り崩しを行い、その他資本剰余金を増加させることにより、欠損の填補を図り、累積損失を削減し、財務体質の健全化を図りたいと存じます。なお、これにより減少する資本金及び資本準備金の額の合計額と同額を、その他資本剰余金に、計上いたします。

また、今回の減資は、当社の純資産に変更を生じるものではなく、発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではございません。

(1) 減少する資本金及び準備金の額

資本金 812,170,251円のうち、712,170,251円

資本準備金 947,178,687円のうち、947,178,687円

(2) 資本金及び準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成30年1月15日

第2号議案 剰余金処分の件

会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、第1号議案（資本金及び準備金の額の減少の件）における資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生じた後のその他資本剰余金の額1,659,348,938円のうち、以下の額を取り崩し、繰越利益剰余金を増加させることにより、欠損補填に充てたいと存じます。なお、本議案に係る剰余金の処分の効力の発生は、第1号議案（資本金及び準備金の額の減少）における資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生じることを条件といたします。

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 1,176,623,004 円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 1,176,623,004 円

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	可決要件 (%)	決議の結果及び賛成(反対) 割合(%)
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件	1,891,819	0	(注)1	可決100.00
第2号議案 剰余金処分の件	1,891,819	0	(注1)	可決100.00

(注) 1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。